

宇田：オーストラリアで釣っている竿釣りのマグロは減つているか。

A：オーストラリアが報告している資料から1航海あたりの漁獲重量を求めたところ、逆に増えている

宇田：それでは漁獲によつて釣獲率が低下していると考えられるか。

A：どうもそのようである。

宇田：ジャワ南方のマグロの釣獲率は低下しているか。

A：低下している。

宇田：それでは親魚が減つていて子供は減つていないということになるが。

A：そういうことになる。

Q：表面水温分布が年によつて変つているが漁場はどうなつているか。

A：花本・中込の調査結果では、2水塊の潮境に漁場が形成されている。この潮境は 26°C 等温線と一致するが、この等温線が袋状になつてゐるところに漁場が形成されている。この潮境の位置が年によつて變るが、漁場もそれにつれて變つてゐる。

新宮：そういう関係がタスマン海でもみられている。

2 漁業水域問題について

田村竜彦（日本鰯鮪漁協連）

この問題では、マグロ漁業が一番あちこちで影響を受けるという立場にあります。従つてこの問題について概説を述べ、その後、近く漁業交渉が始まられようとしているメキシコの漁業専管水域に関する問題に若干ふれまして合わせてできれば皆さま方からもこれに関するお話を頂きたいと思います。

漁業専管水域とか漁業水域とか言われる概念についてですが、これは昔からはつきりと確立されていたものではありません。強いて言えば第2次大戦後、海洋法に関する国際会議が2度開かれ、その2度目の会議の後からはつきりと形作られて來たというように見受けられます。第2次大戦後における国際的な漁業制度の特徴を見ますと、各国が競つて領海を拡張したり、自分の権域を領海とは言わないまでも権域を海上に拡げて主張して行くという傾向が非常に顕著になつて参りました。元来、国際法上はつきりしていた領海は〔3マイル〕というのが通説であります。沿岸から3マイルという事につきましては日本は伝統的にこの立場を堅持していますが、一応国際法上そういう事になつていたとしても、また勿論、戦争前から3マイルという取りきめが成り立つてながらそれでも色々な国が色々な領海の幅を独自に主張していたというような事がありまして、必ずしもその3マイルというのも厳密な意味では確立していたとは言えないようです。

そういうようなさまざまなかたがたがありますて、結局世界がせまくなつて、色々国際間のふれあいが多くなりますと、領海の幅に関して主権の及ぶ範囲に対する問題について色々なふれあいが出て来ま

す。そういう問題が各国とも頭の痛い問題になりますと、おのずから国際会議に導かれて行きます。

最近におきまして1958年にジュネーブで海洋法会議が開かれました。しかし領海の幅員に関する事は沿岸国、海洋国それぞれの主張がくい違つてついにまとまりませんでした。そこで再び1960年、この幅だけを決定しようという事で第2次海洋法会議が開かれました。結局、この会議でも、合意に達するという事になりましたが、ここで各国が自分達の立場によつて利益を擁護する為の主張を重ねている中で、主としてアメリカとカナダがこの間の事態の進展を計る為に一つの妥協案を案出致しました。

それを申しますと、3つの項目に分れます。第一の特徴は、領海の幅については6マイルまでについて決める事が出来る。

それから、領海の幅を決めるのにどこから6マイルという基線がありますが、その基線から最大12マイルまで、つまり、6マイルの外側6マイルまでについてはその国の事情によつて漁業水域を設定する事ができる、その漁業水域について、海洋生物、資源の開発、漁業、そういう事に関して、領海の中にその国が持つていると同じような権利を持ち得るという事にしよう、ということです。

次に、従来色々な領海の幅があつたし、国際的には一応3マイルという考え方があつたのですから領海6マイルの外に6マイルの漁業水域を置いた場合に、その外側6マイルの中に漁業実績を持つた国をいきなり縮め出してしまうのでは問題がある訳です。これについて、その6マイルの中で過去5年間、漁業実績のある国、これはその実績の範囲で、その後10年間は引き続き操業する事ができるという構成の提案をした訳です。

これは通常6・6方式と言われますが伝統的に3マイルの領海を支持する日本、その他の海洋国、……海洋国というのは他の国の沿岸まで近よつて魚を獲るという意味……と12マイルとか、200マイルとか広い領海を主張する沿岸国、こういうあい対立する国との間を調整し、妥協をはかるという主旨であります。アメリカ、カナダなど一般的に先進国は領海の幅員を拡張するという事には非常に批判的です。それには軍事上の問題があり、商船、その他の航行の問題、航空上の問題等がからんで来ますので、領海を拡張するには消極的で、批判的です。しかし、後進国に対し先進国たるものやはり指導的な姿勢を示さなければならないという事があつて、後進国（沿岸国）の主張を無げに押える事が出来ません。

領海の幅を後進国なり沿岸国が広く主張するのは現在では（昔は軍事的な意味が多かつたのですが）軍事的な問題より、漁業の問題にからめて領海の幅員を大きく主張する、或いはその水域に於けるその他の資源の確保にからめて主張するという傾向があります。その為、結局その中をとつて領海を余り広くしないで6マイルにする。その代りに沿岸国の主張もありますのでその外側に利用水域6マイルを決めて沿岸国の顔を立ててやり、“海洋国がその中でやつていた実績は一挙には切られない”で経過的な時間を置き、遠慮して貰うようにして行くという苦肉の策であります。それで、結局この案が半分位の支持を得たのですが、ほんの一票差で60年のジュネーブ会議では成立できませんでした。しかし、この領海+漁業専管水域方式、いわば、“12マイル”、このやり方というものがその後、色々な国の領海に対する問題の解決に影響を与えてきました。

そしてジュネーブ会議に相前後しますが、1960年以降こう言つた方式で漁業水域問題というものを提起し、各国と協定し、解決をはかつて行くという方法があたこちに見られるようになりました。

アメリカ、カナダとしましてはこのように1960年には成立しなかつたものの、半分の支持を得たという事は非常な力になり、国際法という形でこれを成立させるのではなくて実質的に関係国多数で多数国間条約という形でこれを実現して行こうと考えたのです。といいますのは、その後どんどん後進国が領海の幅を拡張して行くという主張をして、制度化するという傾向が進んで来ましたので、アメリカ、その他の先進国としましてもそれを抑える努力をし、関係各國に話しかけました。そういうしているうちにアメリカが国防上の理由から必ずしもその条約を急いで多数国間条約として成立させるのはどうも得策ではないというような立場になつて参りました。中心の国がこのような腰くだけになつて参りましたので結局この多数国間で成立させてしまおうというこの6・6方式は實際には中止になつてしまつたと言う訳です。

それで、その代り2国間条約、或いは2国間以上のある程度の多数国の条約がその後、どんどんでき上つて参りました。

1959年イギリスとデンマークの間で、デンマークの特定の島におけるイギリス船の操業に関する協定がこのような方式からできました。また、イギリスとノルウェー、イギリスとアイスランド、ドイツとアイスランド、ソ連とノルウェー、次に西側12ヶ国が入り、これらの国々が、いわゆる6・6方式で(12マイルの中に領海と漁業専管水域を設ける)やろうというヨーロッパ漁業条約を結んでおります。次に、イギリスとボーランド、イギリスとノルウェー、イギリスとソ連、1965年の日本と韓国のやり方がこれにのつとつた方式と言えます。また、アメリカの沿岸にソ連のトロール船が団々しく入つて来るというような事があり、1967年にはアメリカとソ連との間にアメリカの西岸の沿岸水域における協定が発効しています。これと並び続いて日本とアメリカとが底曳・マグロなどについて協定を結んでいます。

一番新しいのが、今年の7月に日本とニュージランド間で結ばれました。ニュージランドの沿岸水域におけるタイ延繩の協定です。

このように第2次海洋法会議で国際的な制度としてはまとまりませんでしたが、事実上は二国間、或いは数国間の条約ないしは協定によつてこの方式が生かされて来ています。

このようにして見てきますと、領海を12マイルとしている国が、第2次海洋法会議以前でも確実なものだけで13ヶ国、漁業水域という考え方(その当時は明確ではありませんでしたが、12マイルの範囲に亘つて管轄権を主張していた)の国が3ヶ国ありました。その後、領海という形であれ、漁業海域という形であれ、漁業に関しては沿岸から12マイルと決めている国は確実なものだけでも現在までに43ヶ国にのぼっています。

12マイルはこういう状況であり、少しは常識的な線に近づいて来たと言えます。しかしここで止まればよいのですが、1964年に、アフリカのギニアが、領海130マイルを主張しました。中南米に行きますと、1947年チリ、ペルー、エクアドルが200マイルの漁業専管水域を宣言しています。現在200マイルの領海を主張しているのは8ヶ国にのぼり、更に増加のすう勢さえあると言

えます。これを区域別に少し詳しく見ますと、北アメリカでは、カナダ、アメリカとともに領海3マイルの外に9マイルの漁業水域を設けているのは御承知のことだと思います。中米については、10ヶ国の中うち4ヶ国が200マイルを領海乃至漁業水域を主張して、制度化しています。他の2ヶ国、グアテマラとホンデユラスは従来の例によるとそれに右へならへの例がありますので、いずれこのようになる公算は大きいといえましょう。そうすると中米諸国ではカリブ海の島国を除き、メキシコ以外は総て200マイルと考えられるのではないかと思います。

南米では、パラグアイ、ボリビア以外の8ヶ国については、既に200マイルを設定しているのが4ヶ国、その他にもコロンビアが200マイル領海を審議中、ここでコロンビアが成立しますと、ヴェネズエラも同じことをするのではないかと思います。残りのブラジルとウルグアイ、は領海6マイル、漁業水域6マイルという立場をとつておりその他の国は全部200マイルを主張する事になります。

次にアフリカ関係ですが、新興国も多数生まれ複雑な関係にあります。領海の幅員がはつきりしていない国があります。しかし、主要な海岸国17ヶ国をみると、その内13ヶ国は領海、又は領海十漁業水域の形で12マイルの管轄権を主張しています。もう一つガーナは領海12マイルを主張していますが、その外側に100マイルの漁業保存水域を設定する権利を大統領に与えています。これはまだ大統領がこの権利行使しておりませんので一応12マイルの範囲に入りますが、いつでもその外側に100マイルの線を引くぞという構えにあります。3マイルを主張している国はケニア、リベリアがあるので、ケニアでは近くに12マイルにしようではないかという姿勢を取つております。そうしますと、ギニアの130マイルは別としまして、大部分のアフリカ諸国では12マイルを採用していると言える訳です。ギニアの130マイルについてですが、頑張つて、130マイルと言いましたが、さすがに、国際的に常識として無理があるようとして、アフリカの新興国といえども、これに追従して行こうという国は今のところ見られません。ギニアにしましても、130マイル宣言をした所、実際にはそこまで監視する能力もないので言い放しであるという形になっています。

ヨーロッパ関係については、イギリス、フランスという主な国はすべて、ヨーロッパ条約を結び、12マイルという事になっています。その他東欧諸国もソ連を中心として、かねてから、12マイルを維持しています。

残りの中近東、アジア、太平洋方面ですが、ここが一番雑然としており秩序が見当らないという恰好です。日本の場合には伝統的に3マイルを主張していますが、インドネシアでは約200ある一番外側の島を結んで、その線から外側の12マイルは領海であり、その内側は内水である。内水を通るのは好くないが、恩恵として認めてあげようという姿勢を取つていて、その中で操業した疑いが持たれると、現実に捕獲されるという事が起つています。

フィリピンは、大変古い話を持ち出して主張しています。1898年、アメリカとスペインがパリで結んだ条約、1930年、アメリカとスペイン、アメリカとイギリスとで、それぞれ条約を結んだ線、その当時、これらの国々の植民地であつたのですから、その条約を根拠として、フィリピンの外側の特定の線を引いて、その内側は内水で（これは場所によつては350マイルにも及ぶような

所がある線です）、外側は一定の幅で領海であると言つています。それから、制度上はつきりさせていられるかどうかは分りませんが、インド、パキスタン、セイロンなどは100マイルについて、自国の漁業管轄権をしきりに主張しているという例があります。これは実際には取締りなどを行なつていませんが、ツバをつけておこうと思われます。

結局、このようにして、第2次大戦後、領海の幅員を拡げる、特にジュネーブ会議以後、漁業水域という概念が、かなり確立されて色々な動きが出てきました。その漁業水域の考え方というものは大戦後、各国の幅員拡張の主張が激しくなつたので、これを押えるという意味から出たのであります。この考え方は海洋分割に至るというような事を押えるための苦肉の策であります。海洋会議で採択されなかつたけれども、むしろ、その考え方を利用して、各国が、ある場合には必要もないと思われるのに、勝手な主張を争つてしまつたという事になつて、水産庁長官の言う言葉を借用しますと、「現在では百鬼夜行の状態である」という事になります。このように、国際的に一応領海乃至漁業水域というものの動静を見ますと、以上のようになります。

最近の身近かな問題として、メキシコが去年12月に国内法として、領海9マイルの外側、3マイルを漁業水域とすることを成立させた例が見られます。その骨子は、1967年中は各國とも領海の外、3マイルで自由に操業しても良いが、1968年1月1日からは入つてはいけない。それ以前に該当水域において、過去伝統的な漁業実績を持つていた国に対しては、メキシコとしては、充分相談して協定を結び、その協定の範囲内で、5年間は、操業させようという態度です。これは、法律としてはつきり成立されてしまつた訳です。ここで、一番関連を持つて来るのがアメリカであり、マグロ船を中心になります。これらの船は、メキシコの沿岸に南下して、ペルー沖、チリ沖まで行きますし、メキシコの沿岸で餌を取り、補給のために入らなければならないという事になります。ところが、アメリカとしては自國も最近12マイルの専管水域の宣言をしたところですので、いちがいに『それは一方的な宣言だ』と言う訳にも行きません。一方、アメリカの場合は、メキシコからもアメリカの専管水域内に入つているという例がない訳ではありませんので、そこで、今年（1967）5月に早速、協定の話し合いが始まり、9月に再度会合を行ない、ようやく協定が出来上つた訳です。その協定の内容というものは、正式には明らかにされていません。まとまつたけれども、批准し、発効するという段階に至つていないので、発表していないのだと聞いております。伝える所によりますと、アメリカの専管水域（3マイル～12マイル）の中にメキシコの船も実績に応じ入れましょう。一方、メキシコは、アメリカの船もメキシコの12マイルの専管水域で操業させるという相互主義に立つています。それで両国とも從来から伝統的にやつてゐる船が入れるという事です。

次に、獲る量については過去5年間にアメリカの方がその水域で獲つたマグロ量を越えてはいけない、そこで5年経つたら外に出ましようという事になります。ところが問題になるのはアメリカは領海3マイルそれにプラス9マイルの専管水域、メキシコは領海9マイルプラス3マイルの専管水域、そうしますと、アメリカはメキシコに入る場合何マイルまで入れるのであろうかという問題が出て来ます。アメリカは自分の国は3マイルを主張し、国際的にも現在他にまとまつたものがない以上領海は3マイルであるべきだということですから、当然入れるのは3マイルまでと主張しなければならないのです。

一方、メキシコは9マイルと言つているのですから9マイルより中に入るなと言う訳です。漁業水域と領海というものは違いますから、アメリカ船はいずれにしても中に入る為に入漁料を払うということになつたようです。アメリカとメキシコの場合にはお互いに伝統的な入会関係があり、経済的な結びつきも密接でありましたから相互主義という関係が成立し、何とか協定に漕ぎつけたという事です。この間のいきさつなどをアメリカの代表団がもらすところをきくと、ラテン系の人間はアメリカ人が非常に嫌いである。さりとてアメリカなしでは経済的にはやつて行けないという妙な関係にあり、そこで表向きはことごとく反発するという事です。そしてアメリカ人の間ではメキシコほど交渉のやりにくい国はなかつた。一度言い出したら絶対に撤回しない、妥協する余地を持たない国民性であるという事で大変こぼしていたということです。

アメリカとの関係は以上のようにですが、日本としても当然、漁業実績がある訳です。それで日本も国益を守るという立場から、当然このメキシコの専管水域宣言に対応して、〔まず、12マイルは認めない。一方的に主張しているだけで、我国は拘束されない。〕と抗議します。それに対し実際に抗議をしても、メキシコは、文句は言つても、来たら捕まえてやるぞという事ですから、これでは実際問題の解決になりません。そこで、国際法的な立場は一応除外して事実上の問題としてどう調整するかという態度でメキシコとの交渉に入る訳です。先般三木外相がメキシコを訪問した際に、“それでは日本の実績についてメキシコと日本との間で漁業交渉を始めようではないか”という約束をとりつけて来ました。それに基いて来る11月27日から12月2日までの予定で日本とメキシコの専管交渉が行なわれる事になつています。

この専管交渉には外務省、水産庁から参りますが、業界の利害に關係している事から、業界からも出でくれという事で連合会関係から副会長、他2名程隨行する事になつています。このように事態が進んで参りましたので、私共でもでき得る限り皆さんからの報告、その他漁獲実績の統計をとり整理して基礎資料の蒐集分析に努めています。この他に、メキシコ周辺に近接して操業する経験者に来て頂いて、役所と一緒に色々な話を聞いて感覚的な肉づけを把握しようとしています。

私共が調べたメキシコの漁業専管水域にふれるであろうという操業実績を一応ここに披露してみます。細かい資料は40年と41年の2か年しか取れませんでしたので、それによつて見ますと、メキシコ沿岸にはアカブルコ、マンサニヨ、マサトラン、ラパヌ、ヒゲンノという基地があります。アカブルコを中心にして沿岸でバショウカジキの漁場が形成され、現在1日5トン位釣れています。このアカブルコ附近では大分狭くなりますが、160マイル沖までバショウカジキの集中的な漁場が拡がつていると云われています。このバショウカジキにつきましては経験者の話なり、データなどを調べても、特定の漁期はないように見受けられます。この海域の北方、カルフォルニア半島沖では専ら、マカジキの漁場になります。マカジキの漁場はサンルカス岬沖が中心で、セブロス島近辺にもかなり良い漁場があります。このマカジキは大体5月～11月頃にかけて北上して、冬に南下するという見方がされます。昭和40年、41年のパターンがこのようですので、大体これ以前も以後も同じようだと思いますが、かなり特徴的にバショウカジキが集中的にとれます。漁期は5月～11月で特に、7、8月を中心にして盛漁期に入るが、特定の漁期を持つていないうです。マカジキもかなり良い

漁場であると云えます。そして、ここでは 12 マイルで線を引かれたのでは（安い魚ですから）バショウカジキを狙つて行く以上こまるということです。

ここに出漁する船にはどんなものがあるかというと、大きな船で荷物が一杯にならないで、早く一杯にして帰ろうという時にバショウカジキで埋めて行く、或いは魚倉が大きくてバショウカジキでも集中的に獲つて来なければ満船して帰港までに時がかかりベースに合わないというような条件の船があります。従つて、ここでバショウカジキを狙うというのはそういつた特定な条件のものが入漁して行くと見ています。マカジキについてはここを漁場として狙つていく船が多いように見受けられる。それでは、メキシコは何故、漁業専管水域のことと言いましたかと言いますと、マグロに関する限り、スポーツフィッシングとの問題が一番の中心になつています。このアカブルコとか、マンサニヨという所はスポーツフィッシングの重要な基地になつており年中これをやつていて特に冬場になるとアメリカから、500～600隻のスポーツフィッシングが来て大変活況を呈します。スポーツフィッシングであるから先ず遊びであります。その遊びの為にこちらが遠慮する事はないではないかという論理が先ず成り立つのですが、遊びに対する考え方方がラテン系の人間と、アメリカ人とでは大変違う訳です。むしろメキシコの地元側としては、この遊びを中心とした観光産業というものが地元のかなり有力な財源になつております、それがかなりの経済を支えているという事もあつて、観光産業対策、スポーツフィッシング擁護という事から大きく問題が出て来ています。皮肉な事に遙々スポーツフィッシングをする為に来るような人間というのは皆大変な金持であつて政治的にも非常な発言力を持つていて、そういう人達が世論を作り、ジャーナリズムを刺戟して、日本船はけしからんではないか、しかもスポーツフィッシングのうちで最も楽しいのは海洋で、その海洋のうちバショウカジキが最も楽しい。そのバショウカジキは日本船が極く岸近くまで来て獲つていつてしまふというようなことを新聞に書きたててしまうのです。このような事などがあり、日本人に対しては専ら、バショウカジキを中心とするカジキ類のスポーツフィッシングとの触れあいという問題で交渉が行なわれていました。

従来、アメリカと日本との交渉の場合でもマグロについてはスポーツフィッシングが中心話題になりましたが、さして厳しい問題にはなりませんでした。ところが今度の場合にはスポーツフィッシングを真正面から材料にして交渉しなければならないという前例のない交渉になりました。従つて、メキシコがどんな態度でどのように出て来るかさっぱり分りませんが、日本が抗議をした時にメキシコの大統領が議会において〔日本はメキシコの専管水域において伝統的な漁業実績などがないのだ。メキシコの 12 マイル専管水域の宣言に対して抗議しているのは日本位なものだ」と、全然問題にならなかつたような発言がありましたので、今後の交渉というものがどうなるかと非常に心配されるところです。その他にメキシコでこのようなスポーツフィッシングが問題の中心になつて来ますと、次のような点も懸念されます。すなわち、スポーツフィッシングは凧の良い時には小さい船ですが沖合 30～40 マイル出ます。それですから向こうではかねがね〔30 マイル附近には入つてくれるな、操業するな〕と頻りに言つてきました。そうすると、元の交渉過程で、日本が「この海域の実績を認めよ」と言うと、これなどは将にバショウカジキを獲らせろという事になり、非常に難しくなつて来ます。

それに対して漁業専管水域の外側ではあるが 30 ~ 40 マイルの海域での操業をどのようにするか —— 日本の船は遠慮せよ —— という話が出て来ると思います。ここで初めてこゝで漁業専管水域でもない、領海でもない、自由である筈の公海について日本が自肅しろというような話が持ち出されるので、もしそのような取り決めができ上つたなら他の国でもそのような事を皆必ず言い出してくるのではないかと懸念されます。これはスポーツフィッシングのことですが、他の国、例えばインドネシア、フィリピンなどにしても〔俺の所にも漁場があるんだから遠慮しろ〕という話にもなりかねないです。従つて、そういう点が今度のメキシコ交渉において、漁業価値そのものの問題よりもこのような国と国との主張、国際法上の立場などが微妙に括がつて来るのではないかと考えられます。

質問：相手国にも利益を与えて日本船が専管水域内で操業するというような give and take の方式は考えられませんか？

答：それは場所によつてありますが、近い例がインドネシアあります。この場合は法外で、御承知のようにこの前佐藤首相が糸口をつけて来て、双方の政府間の委員会を作つて検討して行こうということになつています。日本がインドネシアの漁業開発に協力する、漁業センターを作り、そこで訓練なり調査なりをしてやる、その代り日本の鮪船をそこで操業させてくれという形を出してあります。遺憾ながらインドネシアの方ではそれでは満足できない。もつと積極的な援助をして欲しい、それとの関連において操業の安全を確保しようという風に言つております。

これについては政府間の話し合いが始まる前に商社がここに色々な投資をして合弁会社を作るからその会社に関係した鮪船にはそこで操業するが水揚の 1 割を払うという具体的な前例になるようなインドネシアに旨い話を約束している訳です。

それにはスハルトも署名したとかいう話がありまして、このような旨い話が前にあるものですからインドネシアが日本政府のいうようなそんなケチな話はいやだという事が今の態度です。

メキシコについては何か与えてと言うようなことがありましたか、どう考えてもマグロ業界としては与えるものは何もないということです。メキシコの船が日本の沿岸に入つてくるわけではないし、そういう意味で非常に交渉は難しいと思います。

③ ミナミマグロの漁場、漁期について

粕谷 昇（三洋漁業 K.K.）

既に神奈川水試、遠水研の調査機関により毎年の漁場水域並びに経年変化については詳しいデータが出されているから、今更私の方から漁場はこうであると説明する事もありませんが、一応、私達の会社並びに我々のグループの各船がミナミマグロを操業していますので、その資料を主体として最近の漁場水域、情報、マグロ漁場の総括的な事について、私の理解している限度において話をさせて頂きます。

昭和 26 年に初めてインド洋のいわゆるインドマグロが開発されました。その当時は肉質が悪いも